

広島県告示第八百九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次のとおり指定医療機関の名称を変更した旨の届出があった。

平成二十一年九月七日

広島県知事 藤 田 雄 山

名 称		所 在 地	変 更 年 月 日
新	旧		
ますだ小児科	ますだ小児科医院	安芸郡府中町大須三丁目八番五六号	平成二十二年七月二三日